

(証券コード6246)
2020年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

株式会社 **テクノスマート**

取締役社長 柳井 正巳

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時35分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
一般社団法人鐵鋼會館 5・6号会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項 第86期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.technosmart.co.jp>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス対策につきまして、別紙をご覧ください。】

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①経済情勢及び業界の概況

当事業年度における世界経済は、米中間の貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱決定、原油価格の暴落等により景気見通しが悪化し、国内経済において消費税の増税、輸出や設備投資の減速により景気の停滞感が続きました。

更に年度末にかけては、新型コロナウイルスの短期間での世界的拡大により、各国が感染防止のためのロックダウンを実施するなど人の動きを制限したことで、経済活動及び社会生活が停滞し、世界的な経済の落ち込みが深刻化しました。

このような状況下において、当社では大きな成長が期待される電気自動車関連へのリチウムイオン二次電池の電極用やセパレータ用及び燃料電池用途工乾燥装置、液晶テレビやスマートフォン・タブレット端末用の光学フィルムやタッチパネル用途工乾燥装置及び電子部品関連塗工乾燥装置の受注強化に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルスの影響のため、中国向け大型案件で手続きの遅れによる受注の遅れもあり、受注高は昨年比で半減いたしました。

②売上及び損益の概況

売上高は、16,785百万円(前期比4.0%減)となりました。主な最終製品別売上高は、ディスプレイ部品関連機器が9,401百万円(前期比11.6%増)、機能性紙・フィルム関連塗工機器が2,257百万円(前期比7.3%減)、エネルギー関連機器が3,947百万円(前期比14.1%減)となりました。売上高に占める輸出の割合は、80.3%(前期は80.7%)となりました。売上総利益は、4,153百万円(前期比29.0%増)、売上総利益率は、24.7%(前期は18.4%)となりました。販売費及び一般管理費は1,049百万円(前期比20.3%増)となりました。営業利益は、3,103百万円(前期比32.2%増)、経常利益は、3,142百万円(前期比32.0%増)、当期純利益は、2,033百万円(前期比25.0%増)となりました。

③受注の概況

受注高は、9,179百万円(前期比50.8%減)、その内輸出受注高は、4,130百万円(前期比72.5%減)となりました。受注高に占める輸出の割合は、45.0%(前期は80.3%)となりました。受注残高は、6,180百万円(前期比55.2%減)、その内輸出受注残高は、2,215百万円(前期比80.9%減)となりました。受注残高に占める輸出の割合は、35.8%(前期は83.9%)となりました。

海外への輸出については、新型コロナウイルスの影響のため中国向け大型案件で、手続きの遅れによる受注の遅れや、引き合い中の案件の中断が見られました。低迷気味であった国内受注については、少し回復の兆しが見られたものの、第4四半期において新型コロナウイルスの影響により動きが鈍くなっているため、国内外の設備メーカーとの価格競争は依然として厳しい状況が続いております。今後も光学フィルム関連設備と合わせて、二次電池及び燃料電池などのエネルギー関連業界に対する更なる販売強化と、次世代5G向け先端材料や全固体電池等への取り組みも積極的に行ってまいります。

④研究開発活動

スマートフォン・タブレット端末、タッチパネル用のハードコートフィルム、反射防止フィルム、透明導電性フィルム、MLCC用途に対する薄膜塗工が可能なFKGコーター、ナノコーター、VCDダイコーターに加え、生産効率の向上を目指したリチウムイオン二次電池電極製造用の高速間欠塗工装置、塗工膜厚制御の自動化やセパレータ用の高速両面同時塗工装置及び高速スプライス装置などの開発を行っております。更に、塗工目的に応じた多種の最新のカセットチェンジコーターを揃えたテスト用クリーンパイロットコーターで、顧客との共同研究開発を行っております。

機種別の売上高及び受注高、受注残高は次のとおりであります。

機種別	売上高	構成比	受注高	構成比	受注残高	構成比
塗工機械	16,263百万円	96.9%	8,809百万円	96.0%	6,059百万円	98.1%
化工機械	348	2.1	193	2.1	89	1.4
その他	172	1.0	176	1.9	30	0.5
計	16,785	100.0	9,179	100.0	6,180	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は722百万円で、主に現在進行中の滋賀工場の改修工事であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今年に入り、新型コロナウイルスの世界的流行による実体経済の大幅な落ち込みが強く懸念され、各国では感染防止対策と急激な景気後退を防ぐための大胆な景気刺激策を講じることが検討されていますが、依然として感染収束時期が見通せない中、その効果は不透明です。

当社においては、輸出比率の高い中、新型コロナウイルスの影響のため中国向け大型案件で手続きの遅れによる受注の遅れや、引き合い中の案件の中断が見られ、輸出受注高及び輸出受注残高は、伸び悩んでおります。

他方、当社の関連する業界では、スマートフォン・タブレット端末及び液晶テレビ、またIT関連のウェアラブル情報端末や、付属するタッチセンサーなどの光学系フィルム関連業界などで底堅い需要があり、更にEV車、HEV車、PHEV車及びFC車などの二次電池用エネルギー関連業界においても、今後も更に需要の伸びが期待されます。

また、今後の世界については、AI、ビッグデータ、IoT対応、安全・安心・安定な設備、自動車やドローン及びロボットなどを含めた完全自動運転技術、省エネルギー対策及び節電・蓄電対策、地球温暖化対策、高速通信規格（5G）がキーワードとされており、当社でもこれらに関連する分野への更なる進出や、これからの成長に期待のかかる次世代新型二次電池などを、顧客との共同開発により進めてまいります。更に工場再編計画による生産効率の向上、及び海外へのグローバル展開の推進を積極的にスピーディーに展開していく予定です。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 2016/4～2017/3 第 83 期	2017年度 2017/4～2018/3 第 84 期	2018年度 2018/4～2019/3 第 85 期	2019年度 2019/4～2020/3 (当期)第86期
売 上 高 (百万円)	10,837	14,285	17,492	16,785
当 期 純 利 益 (百万円)	692	890	1,626	2,033
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	65.38	83.14	131.95	164.06
総 資 産 (百万円)	18,364	19,391	24,435	22,926
純 資 産 (百万円)	10,923	12,832	14,974	16,428
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,030.99	1,118.59	1,208.09	1,325.37
受 注 高 (百万円)	16,067	18,553	18,666	9,179
受 注 残 高 (百万円)	8,343	12,611	13,785	6,180

(6) 主要な事業内容

各種紙やフィルムに関する塗工乾燥・熱処理装置、金属箔や不織布に関する塗工乾燥・熱処理装置、化工機、公害防止機器、熱交換器等の設計・製作・販売並びにこれらに付帯または関連する事業を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番28号
営 業 所 東京支店 (東京都中央区)
工 場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
242名	11名減	42歳0ヵ月	15年4ヵ月

(9) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	82,408千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,401,720株 (自己株式6,663株を含む)
 (3) 株主数 4,617名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
テクノスマート取引先持株会	1,324,600	10.69
光通信株式会社	637,300	5.14
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	542,600	4.38
立花証券株式会社	528,600	4.26
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN AGGRESSIVE	350,000	2.82
株式会社滋賀銀行	321,875	2.60
椿本興業株式会社	278,250	2.24
東京産業株式会社	240,000	1.94
株式会社立花エレクトック	238,000	1.92
テクノスマート従業員持株会	216,875	1.75

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	高 橋 進	
代表取締役社長	柳 井 正 巳	
常務取締役	飯 田 陽 弘	技術、製造、資材担当
取 締 役	山 田 靖	管理部統括部長
取 締 役	下 村 壽 一	技術部統括部長兼情報システム部部长
取 締 役	榎 本 一 郎	営業部統括部長兼東京支店長
取 締 役 (監査等委員)	矢井田 修	日本不織布協会 顧問・技術委員会委員長・ 環境委員会委員長 一般社団法人日本繊維機械学会 不織布研 究会委員長 繊維加工技術研究会 会長
取 締 役 (監査等委員)	波多江 嘉 度	株式会社サンビジネスサポート 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	青 木 透	キャリアーマネジメント AOKI 代表 兼 株式会社Consulente HYAKUNEN 最高顧問

- (注) 1. 取締役(監査等委員)矢井田 修、波多江嘉度及び青木 透の3氏は、社外取締役であります。なお、3氏は東京証券取引所に独立役員として届出済であります。
2. 当社は、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しております。当社の監査等委員会は、常勤の内部監査担当者から取締役の業務執行の状況等について定期的に報告を受けており、当社は、内部統制システムを通じて監査等委員会が主体となって組織的な監査を実施しておりますため、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社と取締役(監査等委員)矢井田 修、波多江嘉度及び青木 透の3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当事業年度中の取締役の地位の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
高 橋 進	代表取締役会長	取締役会長	2019年9月30日

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く）	6名	268,695 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	17,040 (17,040)
計 （うち社外役員）	9 (3)	285,735 (17,040)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2019年6月25日開催の第85期定時株主総会において、「年額280,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）」と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2015年6月25日開催の第81期定時株主総会において、「年額40,000千円以内」と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

社外取締役であります取締役（監査等委員）矢井田 修氏、波多江嘉度氏及び青木 透氏の重要な兼職の状況は「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各氏の兼職先の間には、特別の関係はありません。

②当社における活動状況

取締役（監査等委員）矢井田 修氏、波多江嘉度氏及び青木 透氏は、当事業年度に開催の取締役会12回及び監査等委員会13回の全てに出席し、矢井田氏は機械工学の専門家としての知識や経験、波多江氏は金融機関等での知識や経験、青木氏は企業コンサルティングの知識や経験を活かし、監査等委員の職務に関する事項につき、それぞれの立場から適時発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,240千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,240

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための基本方針

当社は、業務の適正を確保し企業統治の強化及び質の向上に資するため、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、一部改定を行いながら基本方針に基づいて内部統制の運用を行っております。下記はその基本方針の概要であります。

I. 業務の適正を確保するための体制

第1条 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、当社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告及び管理体制並びに研修体制を構築する。

また、当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報並びにリスク管理及びコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生するおそれがあった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画及び予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

Ⅱ. 監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

第1条 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ（内部監査人）が監査等委員会事務局のスタッフを兼務する。

監査等委員会事務局の職務は、次のとおりとする。

- ① 監査等委員会議事録の作成
- ② 監査等委員会への資料の提供
- ③ その他監査等委員会の職務の補助

第2条 前条の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

第3条 監査等委員会の第1条の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条に基づき取締役からの独立性を高められた監査等委員会事務局のスタッフが、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務遂行に必要な補助業務を実効的に行う。

第4条 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会の定めるところにより、以下の事項に関し、要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

- ① 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ② 重要な会計方針及び会計基準の決定並びにそれらの変更
- ③ 業績及び業績見込の発表内容並びに重要開示書類の内容
- ④ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑤ 決裁書及び議事録の内容

第5条 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者が不利な取扱いを受けることのないよう社内規程を整備し、これらの社内規程が適正に運用されているかを監査等委員会が確認する。

第6条 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても必要なものは随時支払う。

第7条 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と業務執行取締役との定期的な意見交換や、監査等委員が経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる機会を確保する。また、監査等委員は、社長直轄の監査部門及び会計監査人から定期的に報告を受け、意見交換を行う。

監査等委員である取締役には、他の取締役及び使用人から独立した執務室を提供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、当事業年度は12回開催され、法令で定められた事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当の取締役より報告を受け、審議を行っております。
- ② 受注動向、業務進捗状況、組織人事をはじめ、経営全般に亘る諸問題に迅速に対応するため経営会議を原則月2回開催しており、当事業年度は21回開催いたしました。
- ③ 内部統制が実効的に行われることを確保するためにCSR委員会を設置し、当社監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの構築、維持、是正処置と再発防止に向けた業務の見直しの検討等を行っております。当事業年度は4回開催しております。
- ④ 監査等委員会では、監査等委員会で定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づき、監査の方針、監査計画を作成し、取締役及び監査室その他の従業員等の職務の執行状況について、書類の閲覧、実地調査、情報収集等を行い、監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受け意見交換等を行っております。
- ⑤ 監査室が年間の内部監査計画に基づき当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果は、取締役会、CSR委員会及び監査等委員会に報告しております。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,711,862	流動負債	5,225,591
現金及び預金	6,188,510	買掛金	604,011
受取手形	69,117	電子記録債権	2,509,600
売掛金	4,915,082	1年内返済予定の長期借入金	79,452
電子記録債権	5,968,422	未払金	106,769
仕掛品	224,504	未払費用	107,566
原材料及び貯蔵品	58,103	未払法人税等	627,166
前渡金	55,856	前受金	744,638
未収消費税等	262,266	賞与引当金	116,831
その他	14,727	役員賞与引当金	211,995
貸倒引当金	△44,730	その他の	117,559
固定資産	5,214,190	固定負債	1,272,324
(有形固定資産)	(3,673,365)	長期借入金	2,956
建物	1,145,364	長期未払金	13,500
構築物	31,254	再評価に係る繰延税金負債	486,334
機械及び装置	123,935	退職給付引当金	762,945
車両運搬具	7,985	資産除去債務	6,439
工具器具備品	28,238	その他	150
土地	2,026,407	負債合計	6,497,916
建設仮勘定	310,179	純資産の部	
(無形固定資産)	(9,581)	株主資本	15,003,260
ソフトウェア	7,588	資本金	1,953,930
その他	1,992	資本剰余金	1,683,457
(投資その他の資産)	(1,531,244)	資本準備金	1,466,663
投資有価証券	1,118,925	その他資本剰余金	216,793
出資金	15,458	利益剰余金	11,369,088
長期前払費用	196	利益準備金	109,922
繰延税金資産	306,607	その他利益剰余金	11,259,166
その他	92,356	別途積立金	6,500,000
貸倒引当金	△2,300	繰越利益剰余金	4,759,166
資産合計	22,926,053	自己株式	△3,215
		評価・換算差額等	1,424,877
		その他有価証券評価差額金	321,040
		繰延ヘッジ損益	△197
		土地再評価差額金	1,104,033
		純資産合計	16,428,137
		負債・純資産合計	22,926,053

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,785,163
売 上 原 価		12,632,109
売 上 総 利 益		4,153,053
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,049,909
営 業 利 益		3,103,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	134	
受 取 配 当 金	33,824	
受 取 賃 貸 料	4,545	
そ の 他	8,052	46,557
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	898	
支 払 保 証 金	5,355	
そ の 他	930	7,184
経 常 利 益		3,142,516
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,568	
工 場 建 替 関 連 費 用	116,194	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	46,235	165,998
税 引 前 当 期 純 利 益		2,976,517
法人税、住民税及び事業税	990,145	
法人税等調整額	△47,177	942,968
当 期 純 利 益		2,033,549

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年4月1日 期首残高	1,953,930	1,466,663	216,793	1,683,457	109,922	6,500,000	3,258,604	9,868,527
事業年度中の変動額 剰余金の配当							△532,987	△532,987
当期純利益							2,033,549	2,033,549
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,500,561	1,500,561
2020年3月31日 期末残高	1,953,930	1,466,663	216,793	1,683,457	109,922	6,500,000	4,759,166	11,369,088

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
2019年4月1日 期首残高	△3,215	13,502,698	367,663	—	1,104,033	1,471,697	14,974,396
事業年度中の変動額 剰余金の配当		△532,987					△532,987
当期純利益		2,033,549					2,033,549
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△46,623	△197		△46,820	△46,820
事業年度中の変動額合計	—	1,500,561	△46,623	△197	—	△46,820	1,453,741
2020年3月31日 期末残高	△3,215	15,003,260	321,040	△197	1,104,033	1,424,877	16,428,137

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

機械及び装置 2～12年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払いに備えて、会社が算定した支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による按分額を費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準
 売上高及び売上原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
 なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 (1) 繰延資産の処理方法……支出時に全額費用として処理しております。
 (2) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。
 ヘッジ手段……為替予約
 ヘッジ対象……買掛金
 ヘッジ方針……為替リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
 (3) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産
- | | |
|----------------------|-----------|
| 投資有価証券 | 497,968千円 |
| 上記担保に供している資産に係る債務の金額 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 一千円 |
| 長期借入金 | 一千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,748,217千円
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
- | | |
|----------------------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 2001年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △348,204千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	12,401	—	—	12,401
合 計	12,401	—	—	12,401
自己株式				
普通株式	6	—	—	6
合 計	6	—	—	6

2. 配当に関する事項

 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	309,876千円	25円	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	223,111千円	18円	2019年9月30日	2019年12月10日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	396,641千円	利益 剰余金	32円	2020年3月31日	2020年6月26日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	100,555千円
未払事業税	33,002千円
投資有価証券評価損	36,839千円
退職給付引当金	233,308千円
その他	70,353千円
繰延税金資産小計	474,059千円
評価性引当額	△62,683千円
繰延税金資産合計	411,375千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	104,768千円
繰延税金資産の純額	306,607千円

再評価に係る繰延税金負債計	486,334千円
---------------	-----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要な長期資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	6,188,510	6,188,510	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,984,200	4,984,200	—
(3) 電子記録債権	5,968,422	5,968,422	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,118,125	1,118,125	—
(5) 買掛金	(604,011)	(604,011)	—
(6) 電子記録債務	(2,509,600)	(2,509,600)	—
(7) 未払法人税等	(627,166)	(627,166)	—
(8) 長期借入金	(82,408)	(82,280)	△127

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	363,702	843,869	480,166
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	328,613	274,256	△54,357
合 計		692,316	1,118,125	425,809

(5) 買掛金、(6) 電子記録債務並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額800千円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,325円37銭
1 株当たり当期純利益	164円06銭

(注) 計算書類の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社テクノスマート
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノスマートの2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社テクノスマート 監査等委員会

監査等委員 矢井田 修 ㊟

監査等委員 波多江 嘉 度 ㊟

監査等委員 青 木 透 ㊟

(注) 監査等委員矢井田 修、波多江嘉度及び青木透は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する継続的な配当を基本と考え、当期の業績、今後の経営環境及び事業展開のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、当期の期末配当につきましては、普通配当18円に特別配当として14円を加え、金32円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金32円（普通配当18円、特別配当14円）

総額 396,641,824円

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者の当事業年度における業務執行の状況、実績、経験等を踏まえ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やな い まさ み 柳 井 正 巳 (1953年12月26日生)	1972年4月 当社入社 2004年4月 当社技術本部機械技術部次長 2007年4月 当社資材本部外注管理部次長 2008年4月 当社資材本部部長代理 2010年4月 当社資材本部部長 2013年10月 当社理事資材部部長 2014年6月 当社取締役管理統括部長 兼機械技術統括部長 2015年6月 当社取締役管理部統括部長 兼技術部統括部長 2016年6月 当社常務取締役技術部統括 兼資材部統括兼情報システム部統括 2017年6月 当社常務取締役技術部統括 兼資材部統括兼製造部統括 2019年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,300株
取締役候補者とした理由 当社の技術及び資材部門における豊富な経験や実績に加え、製造及び管理部門も含め会社全体を見据えた経営的見識を有し、強い指導力をもって経営全般について指揮・監督しており、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	い い だ は る ひ ろ 飯 田 陽 弘 (1964年10月28日生)	1988年4月 当社入社 2010年4月 当社技術本部企画設計部次長 2012年4月 当社技術本部企画設計部部長代理 2013年4月 当社技術部企画設計グループ部長 2015年4月 当社理事技術部企画設計グループ 兼研究開発グループ部長 2015年6月 当社取締役技術部統括副部長 兼情報システム部部長 2016年6月 当社取締役営業部統括部長 兼東京支店長兼技術部企画設計 グループ長 2019年4月 当社常務取締役技術部統括兼製造部 統括兼資材部統括 現在に至る	5,500株
取締役候補者とした理由 当社の機械設計部門において豊富な経験・実績があり、営業部門においても受注獲得に貢献しており、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やま だ やすし 山 田 靖 (1960年1月23日生)	2004年7月 当社入社 2014年4月 当社管理部総務・人事グループ 部長代理 2015年4月 当社管理部総務・人事グループ 部長 2015年10月 当社管理部総務・人事グループ グループマネージャー 2016年4月 当社理事管理部総務・人事グループ グループマネージャー 2016年6月 当社取締役管理部統括部長 現在に至る	2,300株
取締役候補者とした理由 当社の総務・労務・人事並びに財務・経理等の管理部門において豊富な経験・実績があり、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	しも むら とし かず 下 村 壽 一 (1971年8月13日生)	1994年4月 当社入社 2011年4月 当社機械技術部第一課次長 2013年4月 当社技術部機械技術第一グループ 部長代理 2015年4月 当社技術部機械技術第一グループ 部長 2015年10月 当社技術部機械技術第一グループ グループマネージャー 2017年5月 当社理事技術部機械技術第一グル ープグループマネージャー 2017年6月 当社取締役技術部統括部長 兼情報システム部部長 現在に至る	2,600株
取締役候補者とした理由 当社の機械設計部門において豊富な経験・実績があり、当社の機械技術に精通しており、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	えの もと いち ろう 榎 本 一 郎 (1957年2月3日生)	1979年4月 丸紅株式会社入社 2001年10月 韓国丸紅株式会社機械部長 2002年1月 丸紅テクマテックス株式会社 (現 丸紅テクノシステム株式会社) へ出向 2007年6月 同社取締役 2015年4月 同社へ転籍 2017年5月 同社取締役退任 2017年6月 当社入社 営業部東京支店担当部長 2018年4月 当社理事営業部東京支店グループ マネージャー 2019年4月 当社理事営業部営業部長 兼東京支店長 2019年6月 当社取締役営業部統括部長 兼東京支店長 現在に至る	900株
取締役候補者とした理由 産業機械分野において海外営業に長く携わり、前職で培った豊富な知識と経験を活かし、当期の売上その他、営業部統括部長として営業活動全般で貢献しており、管理能力にも優れていることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年6月25日開催の第85期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました増市 徹氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなりますので、改めて法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案につきまして監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

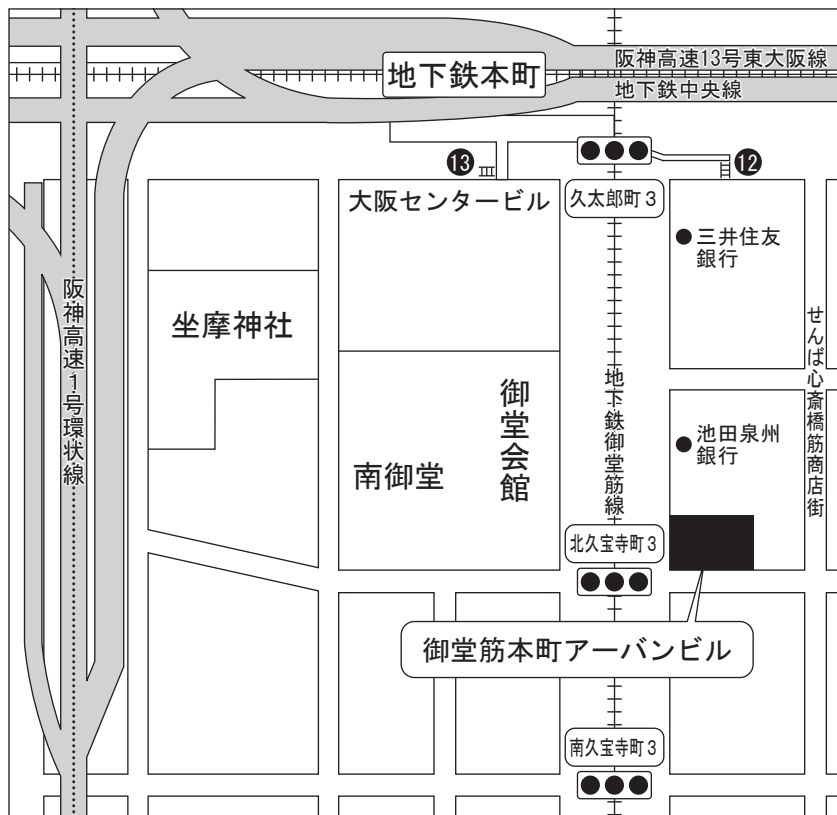
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
増市 徹 (1957年8月14日生)	1984年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)、昭和法律事務所入所 1995年7月 法務省 人権擁護委員(現任) 1998年4月 共栄法律事務所パートナー(現任) 2004年4月 大阪簡易裁判所 調停委員(現任) 2005年4月 京都大学法科大学院 非常勤講師・客員教授 2007年4月 大阪地方裁判所 調停委員(現任) 2008年4月 京都大学法科大学院 特別教授 2011年4月 大阪弁護士会 副会長、近畿弁護士会連合会 常務理事 2015年1月 当社監査役 2015年6月 当社監査役退任 2019年4月 日本弁護士連合会 常務理事	0株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由 長年に亘り弁護士として活躍されており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、弁護士としての高度な専門的知識、豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 増市 徹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、増市 徹氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

● 株主総会会場ご案内図 ●

会 場 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
一般社団法人鐵鋼會館 5・6号会議室 電話 06-6227-8221



〔交通のご案内〕

- 地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅から徒歩約2分（12番出口）

※申し訳ございませんが駐車場はございませんので、お近くの駐車場をご利用願います。

2020年6月8日

株主の皆様へ

株式会社 **テクノスマート**

第86期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第86期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- 会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。

2. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- 当日ご来場願えない場合でも、書面によって議決権を行使することができます。
招集ご通知のご案内に従い、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、当社宛ご返送ください。
- ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

以上、株主の皆様方にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解並びにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合もございますので、適宜、当社ウェブサイト (<http://www.technosmart.co.jp>) をご確認ください幸いです。

以 上